

女性に対する暴力・性的虐待

当事者の立場にたった サポートとは

～3日間の電話窓口開設～

■主催：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【財団法人 女性のためのアジア平和国民基金】

- 住所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス4階
- TEL 03-3583-9322 03-3583-9346
- FAX 03-3583-9321 03-3583-9347
- HOME PAGE <http://www.awf.or.jp>
- E-MAIL dignity@awf.or.jp

はじめに

1993年の「ウィーン宣言」(世界人権会議)、同年12月の「女性への暴力撤廃宣言」(国連)、そして1995年の「北京宣言」(第4回世界女性会議)と、女性に対する暴力は人権侵害であるとの世界的認識が高まっています。第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」では、各国政府に暴力防止と撤廃のための具体的な政策をもとめています。

わが国でも、1996年、女性に対するあらゆる暴力の根絶を重点目標の一つとした「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)では、いわゆる元「慰安婦」の方々に国民的な償いをあらわす事業と、現代の女性の名誉と尊厳を尊重するための事業を行っています。

「慰安婦」問題を歴史の教訓として、将来このような問題が再発しないように、現代の女性の名誉と尊厳にかかわる問題の解決をはかろうとする基金の設立の趣旨からも、女性の人権、とりわけ「女性に対する暴力」の問題を、重要な課題の一つと考えており、国際会議や研究会等を通してこの問題に取り組んできました。

今年度は、暴力や性的虐待を受けた被害当事者の癒しにつながるサポートとは何なのかという問いの中から「当事者の立場にたったサポートとは」というテーマで次の4つの事業を実施しました。今年度の成果を、今後の事業に反映させていけることを願っています。

- 1 「女性に対する暴力・性的虐待に関するメンタルケア・セミナー」の開催
- 2 「女性に対する暴力・性的虐待に関する3日間の電話窓口」の開設
- 3 「暴力や性被害に悩む女性のための公共機関相談窓口ガイド」の作成
- 4 「相談員研修ハンドブック」(仮題)のためのヒアリング調査

なお、これらの事業を実施するにあたっては、多くの方々のご協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

1999年3月31日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

「当事者の立場にたったサポートとは」

暴力や性的虐待による心的外傷後ストレス障害（PTSD）で、治療や相談を受けにきた女性たちが、

- 自分自身の本来の力を取り戻すことができるように...
- 安心して信頼のできる関係の中で相談が受けられるように...
- 相談の場で再び精神的打撃を受けることのないように...
- 適切な相談場所をみつけれられるように...
- 互いにサポートしあえるように...

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、レイプ、性的虐待などによって、心に深い傷（トラウマ）を受けた女性たちの多くは、心的外傷後ストレス障害（PTSD）による様々な悩みを抱えているといわれています。

そんな中で、自分たちで安心して語り合える場をつくろうと、自助グループをつくって活動を始めた人たちもいます。しかし、暴力や性的虐待を受けた女性の多くは、警察や病院、福祉事務所、女性センター等へ相談にいったり、助けを求めたりすることすら容易にはできない状況です。

自分は助けを求める価値がない、大したことはない、我慢をすればいいのだと、自分自身を恥じる気持ちや、自分に対する罪悪感に苛まれたり、あるいは、社会的な圧力から、孤立無援な状態に陥ってしまう。実際に、相談を受けに行ったり、助けを求めることができる人は、ほんの一握りで、それは、非常に勇気の要ることです。

傷ついた心を癒す過程は人それぞれであり、時間を要する長い道程ですが、彼女たちが、誰かに相談してみようと、やっとのことでサポートを求めたのだとしたら、相談された側はどのように受け止めたらいいのでしょうか。

当事者の女性たちの声を聴かせてもらいながら、「当事者の立場にたったサポートとは」どういったものなのか、相談する側も、される側も、一緒になって考えていきたいと思います。

目次

第1章 目的	1
第2章 実施の概要	2
第3章 結果	4
ドメスティック・バイオレンスの場合	5
性暴力の場合	16
その他の場合	31
第4章 今後に向けて	32
付録： 資料1 チラシ	
資料2 日本経済新聞	
資料3 朝日新聞	
資料4 電話調査進行表	
資料5 電話受付項目票	
資料6 女性に対する暴力、性的虐待に関するメンタルケア・セミナー	

第1章 目的

女性に対する暴力や性虐待の実態が表面化するにつれて支援機関への相談件数も急増しています。新聞や雑誌でもドメスティック・バイオレンス（夫やパートナーからの暴力）、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、セクシャル・アビュース（性虐待）といった言葉を目にすることも多くなりました。

しかし、日本ではまだ、相談所やシェルターの数が絶対的に不足しており、このような暴力や性虐待の被害者の人権を法的に保護するシステムも十分には整備されていません。このように、社会全体の支援体制の確立が遅れているだけでなく、暴力や性虐待に対する社会意識も低いため、被害を受けた女性たちが状況を改善したいと願っても、身近に手がかりを見つけにくく、社会的支援を十分に受けられない状況にあります。

そこで、アジア女性基金は、3 日間の電話窓口を開設し、「当事者が最も必要とする支援とはどのようなものか」について、当事者の方々から体験やご意見を聴かせていただきました。

3 日間で寄せられた電話は 104 件と、聞き取り調査のサンプル数としては決して大きい数ではありませんが、暴力や性虐待で悩む女性の状況や傾向を表わしている貴重なデータを得ることができました。今後「当事者の立場にたったサポート」につなげていくうえで、小さな第一歩を踏み出すことができたと感じています。

当事者の方々の勇気とご協力に感謝申し上げます。

第2章 実施の概要

1. 期間

1999年3月3日（水）、4日（木）、5日（金） 10:00～17:00

2. 方法

専用フリーダイヤル3台を開設し、日頃女性に対する暴力、性虐待についての相談に関わっている8人で電話を受け、1人につき約30分を目安として、聞き取りを行った。

3. 対象者

暴力や性虐待の被害を受けた女性

4. 広報

(1) チラシ（資料1）

約53,000部を2月初旬に下記の各機関に郵送し、関連機関への配布と掲示を依頼した。

○全国の県、市、区役所 ○全国の女性センター ○全国の精神保健センター（各50部）
○各省庁の男女共同参画室主管課 ○全国の女性行政 ○アジア女性基金の関係者（各1部）

(2) 日本経済新聞（資料2）

2月24日に掲載した当基金のドメスティック・バイオレンスについての全段広告の中で紹介

(3) 朝日新聞（資料3）

広告掲載（西部地区 2月26日 東京・北海道地区 2月27日 名古屋・大阪地区 2月28日）

5. 電話受付時の説明と同意

今回は、被害の当事者から、支援に関しての経験と意見を聞かせてもらい、今後の支援に役立てるという調査の目的で実施された。しかし、調査ではなく、相談ととらえて電話をかけてくることも予想されたため、下記の事項に特に配慮した。

(1) 電話を受付けた時点で、以下の2点を説明し、承諾を得られた場合のみ話しを進めていくようにした。

①本電話窓口の目的

②寄せられた声はプライバシーを特定しない形で資料に活用すること

「電話調査の進行表」(資料4)を作成し、主旨説明の方法などについて、電話受付者全員の意思統一を計った。

- (2) 被害者は悩み傷ついている事を前提とし、電話による二次被害が生じないよう質問の言葉や聞き取り方には細心の注意と配慮をした。

6. 調査項目(資料5)

支援について、できるだけ自由に話しをしてもらえるようにするため、電話の主体性をあくまでも被害者におき、こちらからの質問は、②の「今後どのような支援を望むか」に留め、全項目の回答は絶対的なものではないようにした。したがって、他の項目については、受付電話の中で調査協力が語った内容から、こちらで判断した場合もある。

7. 留意点

- ・体験者が電話で話したことで、エンパワメントにつながるよう心がけた。
- ・電話受付者の全員が「女性に対する暴力、性的虐待に関するメンタルケア・セミナー」(資料6)に参加してスキルを学んだ。
- ・聞く項目は、必要最小限にとどめ、こちらの質問に対して、話したくないことは断ってもかまわない旨を説明した。
- ・話した後で悲しみ、怒り、辛さなどの感情が起きるかもしれないことに配慮し、自分のリラックス方法をとってもらえるようアフターケアについて説明した。
- ・相談を希望する人には援助に対する希望を聞いた上で、相談機関の情報提供を行った。
- ・電話受付者を全員女性とした。
- ・実施する直前に、あらためて全国の主要相談機関に協力を依頼した。

8. 電話開設までの準備

電話受付の開設にあたり、広報のための「チラシ」の作成、「電話受付項目票」の作成、「電話調査の進行表」の作成、「報告書」の作成までを、電話受付者8名とアジア女性基金の担当者2名で検討を重ねながら行った。

第3章 結 果

1. 電話受付状況

電話受付状況	件 数	%
受付対象該当数	96	92.3
非該当数	8	7.7
合計	104	100.0

2. 内容の分類

総数 104 件中の受付該当数96件を、大きく3種類に分類した。

内 容	件 数	%
ドメスティック・バイオレンス	61	63.5
性暴力	24	25.0
その他	11	11.5
合計	96	100.0

3. 非該当件数の内訳

内 容	件 数
今回の電話受付主旨説明後、不承諾のため協力を得られなかった	3
アジア女性基金に関する問い合わせ	2
無言電話	2
男性被害者から	1
合計	8

注1) 今回の聞き取りでは、「支援」についての体験談や意見に焦点をあて、属性などに関する質問は控えたため、集計の結果は不明な点も多い。

注2) 以下、『 』を本人の言葉とする。

集計した結果を「ドメスティック・バイオレンス」「性暴力」「その他」に分類し、まとめました。

ドメスティック・バイオレンスの場合

本報告書では、ドメスティック・バイオレンス（DV）を「夫やパートナーから妻や恋人に対してふるわれる暴力」と定義した。

1. 属性

（１）電話受付状況

電話受付状況	件 数
妻からの電話	56
娘からの電話、父（夫）→母（妻）	3
被害者（妻）の姉からの電話	2
合計	61

（２）年齢

年 齢	件 数
50代	16
40代	9
30代	7
20代	3
60代	3
不明	23
合計	61

（３）居住地

全国を10ブロックに分けた。沖縄ブロックを除く全てのブロックから協力を得られた。地方が多い。プライバシーの関係上10ブロックの内訳は省くこととした。

地 区	件 数
関東以外	38
関東	12
不明	11
合計	61

(4) 加害者との同別居状況

同別居状況	件数
現在同居	17
現在別居	7
離婚	2
不明	35
合計	61

(5) 就労状態

就労状態	件数
専業主婦	17
勤め人	3
パート	2
派遣社員	1
失業中	1
その他	4
不明	33
合計	61

(6) 収入源

収入源	件数
パートナー・夫の所得	20
相談者自身の所得	8
年金・公的扶助・社会保障	2
貯金	1
不明	30
合計	61

(7) 情報源

情報源	件数
チラシをみた	15
新聞をみた	16
市町村の広報をみた	8
公共機関で紹介された	6
友人に紹介された	3
家族に紹介された	1
不明	12
合計	61

「誰でも目に付くところで広報してほしい。女性センターだけでは、そこに行く人はすでに意識がある人だから」と、情報の拡がりに期待を寄せる声もあった。

また、チラシを送付した関連機関の中には、地元の情報紙やラジオ放送、また地方の新聞紙の一記事として取り上げ、協力してくれたところもあった。

2. 暴力の実態

暴力相談内容を下記のように定義した。

暴力内容区分	内 容
性暴力	本人が望まない性行為
精神的暴力	「無視」「監視」「暴言」「嫌がることをする」など威嚇し心を傷つける行為
身体的暴力	殴る、蹴る、首をしめる、殴るふりをして脅すなど身体に危害を加える行為
経済的暴力	生活費を渡さない、家庭の収入を一切知らせない、金銭による支配行為
対物暴力	物を蹴る、壊すなど衝撃を与える行為
子どもを利用した暴力	子どもに暴力場面を目撃させる、子どもを危険な目にあわせる、など大人の都合で子どもを巻き込み、身体と精神の成長を蝕み、生きづらくさせる行為

(1) 暴力の内容（複数回答）

暴力の内容	件 数
身体的暴力	28
精神的暴力	23
経済的暴力	11
性暴力	4
対物暴力	3
子どもを利用した暴力	3
その他	3

- ①身体的暴力+対物暴力、経済的暴力+精神的暴力など、重複する場合も多いと考えられる。
- ②自分のされていることが精神的暴力にあたると認識していない人もあった。
- ③『首をしめられ、家をしめだされた』、『庭で寝ている』というケースもあった。
- ④子どもを利用した暴力の中には娘が暴力の目撃者となり、『母が暴力をうけて、雪の上に血が点々とついていてこわかった』という子どもの頃のトラウマと、現在もお母がいまだに暴力を受けている』というケースがあった。

(2) 暴力の継続期間

暴力の継続期間	件 数
5年以上35年以下	21
5年未満	7
不明	33

(3) 現在の健康状態

健康状態	件 数
通院中	8
良好	6
以前通院していた	4
その他	4
不明	39

(4) 加害者のアルコール問題

対象者が61件のうち11件は、アルコールのことを全く質問しないにもかかわらず、そのことに言及した。

- ①アルコールの関与が認められる11件中、10件はアルコールを飲むと暴力がひどくなることを認めている。
- ②『酒乱』、『お茶代りにアルコールを』、『アル中、酔っていると強気』『飲んでうさばらし』、『アルコール量がひどい』、など。

3. 被害時の行動

(1) 援助行動の有無

援助行動の有無	件数
援助を求めた	31
援助を求めなかった	13
不明	17
合計	61

(2) 「援助を求めなかった」 その理由（複数回答）

援助を求めなかった理由	件数
どこに求めているかわからなかった	7
援助を求めても無駄だと思っていた	5
自分が悪い、恥だと思っていた	4
援助を求めるという考えが浮かばなかった	3
自分でなんとかかなと思っていた	1
不明	3

『世間では夫婦の問題はどこに相談に行ってもムダだ』、『夫婦間のことには立ち入らない』と相談にいくのをあきらめていた人が目立った。

(3) 「援助を求めた」

① 相談機関（複数回答）

相談先	件数
警察	8
婦人相談所	7
家庭裁判所	5
女性センター	6
市役所	3
保健所	3
宗教	3
福祉事務所	2
精神科	2
社会福祉協議会	1
学校	1
民間相談所	1
弁護士	1
いのちの電話	1
外科	1
生活相談	1
その他	3

② 私的相談相手（複数回答）

相談相手	件数
母	13
父	11
兄弟・姉妹	7
友人	6
義理の父・母	1
義理の姉	1
その他	4

4. 援助の状況

（１） 援助を求めた先のよかった対応（複数回答）

よかった対応	件数
話に傾聴してくれた	4
受容的・親身な態度	3
保護	2
知識をきちんと伝えてくれた	1
共感してくれた	1
励ましてくれた	1

女性センター

『暴力は止まないもの、別れるしかないと支持されたことで離婚の決心がついた』

一時保護施設

『思ったより、眠れた』

相談先で、援助者が本人を受け入れようという対応である時、よかったと評価している場合が多い。また、顔を覚えていてくれた事がうれしかったという声もあった。

（２）うれしかった言葉

『つらかったね』

(3) 援助を求めた先での困った対応（複数回答）

困った対応	件数
話をよく聞いてもらえなかった	4
考えを押し付けられた	4
威圧的だった	3
態度に傷ついた	2
保護してもらえなかった	2
見下された	2
夫婦間の事は当事者で、と言われた	2
相談機関をたらい回し	1
事務的な対応	1
敬意をもって接してもらえなかった	1
親身になってくれない	1

精神科医

『具体的なアドバイスはなく、夫の暴力は人格障害で治らないという診断名だけつけられた』

医師

『離婚する覚悟があるなら、診断書を書く』

警察

- ①『暴力があった後、警察を呼ぶが、何の対処もないままだと警察の帰ったあとが怖い』
- ②『話を聞いてくれて、アドバイスはくれたが、実際に事件までには至らないので、加害者に処罰を与えてはくれない』

婦人相談所

『某県では、一時保護施設にはDVの人は入れないと言われ、かなり離れた某県にシェルターがあるからと、紹介された』

女性センター

- ①『何がなんでも、家を出なさいと言うだけで、その為に何をしたらいいのか教えてくれない』
- ②『「ここのシェルターには、子ども連れて慰謝料も養育費もいらないから別れたいという女性がたくさんいる」と言われ、自分の権利の主張を否定された』

家裁、調停委員

- ① 弁護士の夫をもつ妻から、『家裁の調停委員から「腹を立ててくれて結構ですよ。こちらは痛くもかゆくもないんだから。調停を取り下げると早くすれば」と言われた』
- ② 家を所有している妻が、調停委員から「夫の借金が多いから家を売ったら」と言われて、家を売却した。『無責任な処置を勧められ、かえって苦しい』

- ③『離婚裁判をした。夫からの謝罪を要求したが、男性裁判官は夫をかばい、記録に謝罪は盛り込まれなかった。判決までもっていきたかったが、和解。裁判は男の味方』

法律扶助協会

弁護士の夫をもつ妻が相談してみたら、逃げ腰であった。

公共機関全般

『対応が事務的、冷たい』

社会福祉協議会

『離婚の相談をしたら「我慢するしかない」と言われた』

(4) 傷ついた言葉（複数回答）

傷ついた言葉	件数
それくらい我慢しなさい	4
よくあることだ	2
別れなさい	2
経済力がないから我慢しなさい	1

医師

父が内科に入院、精神科もある病院だったので精神科治療を受診してくれるかと期待していた娘から。『「中毒ではないので、精神科は必要ない」と言われた』

法律扶助協会

『職員に、笑いながら「慰謝料でも要求すれば」と言われた』

婦人相談所

『一時保護施設へ子どもを連れて入所。施設長に「こんな所、普通の奥さんが来るところじゃない」と言われた』

女性センター

『夫が浮気をしているので、探偵を依頼して離婚したいと相談したら「離婚するのに探偵などいりますか」と言われた』

夫の両親

『「別れなさい、別れないなら、離婚させるぞ」と過干渉な夫の両親から脅された』

相談に行く段階で、すでに本人は夫（パートナー）からの暴力を受けている。暴力を受けながら我慢を強いられた生活をし、どうにかしたいと相談へ行った先で「それくらい我慢なさい」と言われ、二重の圧力となり傷ついた人が多かった。

5. 今後のサポートのあり方について

（１）今後望む支援

望む支援	件数
相談窓口	14
広報、情報	12
シェルター・ステップハウス	11
弁護士・裁判・離婚・法律	8
公共機関の対応	7
自助グループ	6
DV防止法	5
経済的援助システム	4
男性の意識改革	3
警察	2
医療機関	2
その他	13

DV防止法

- ①『日本でも立法化を急いでほしい。夫婦関係で暴力があった場合、夫婦の関係を解消できる。一回の暴力を離婚の慰謝料の時のポイント制にしてほしい』
- ②『権威を盾にしている加害者には法律で罰するしかない』
- ③『男性が女性に暴力をふるうのは、悪いことなので法律を制定してほしい』
- ④『女性議員を増やしてDVのための施策を考えてほしい』

弁護士・法律

- ①『離婚に関する法律的な知識を得られる機関がほしい』
- ②『女性問題に理解がある弁護士が身近にいるといい』
- ③『籍を入れていなくとも同居していれば法律的に保護してほしい』
- ④『財産分与の相談に乗ってくれるところがほしい』
- ⑤『男に甘い、男の味方、男だらけの裁判。その中でいかにして女性が裁判を進めていくか、サポートがほしい。グループ、情報など』

警察

『警察は夫婦間へも介入してほしい』

医療機関

- ①精神医療体制の充実
- ②医療機関のDVに対する理解の改善

相談窓口

- ①『ここに行けば安心して相談できるという情報がほしい』
- ②『自分の抱えているものが法律的なものか、福祉的なものか、それを道案内してくれるような窓口がほしい』
- ③『女性の人権全体をあつかう相談窓口、トラブルがおきたとき駆け込める機関がほしい』
- ④『暴力は身体的なものだけと考えていた。精神的な辛さについても相談先があるということを広めてほしい』
- ⑤『常時、相談窓口を開設してほしい』

広報、情報

- ①『スーパー、デパート、駅のトイレなど、女性が日常的に利用する施設に社会的コストでアクセス場所や情報をのせたDVのメッセージステッカーを貼ってほしい。』
- ②『フリーダイヤルにしてほしい』
- ③『政府広告機構でDV防止のコマーシャルを定期的に流してほしい』
- ④『新聞の一面広告を定期的に出してほしい』

シェルター（一時避難所）・ステップハウス（中間施設）

- ①『身近にシェルターがほしい』
- ②『24時間に対応してほしい』
- ③『駆け込み寺。その場から離れられる状況がほしい。冷静さを取り戻せる場、方向づけをできる場がほしい』
- ④『シェルターの内容充実。現在は新たなエネルギーや癒しの場ではない』
- ⑤『シェルターが全国各地に設置されること』
- ⑥『離婚が成立するまで、身の安全を守れるところがほしい』
- ⑦『暴力を受けている人が、守られて生活できる設備を国が提供してほしい』

自助グループ

- ①『自分の話を否定しないで聞いてくれる場がほしい』
- ②『自助グループがほしい、話がしたい』
- ③『社会的弱者が孤立しないためのサポートグループがほしい』

- ④『市の女性センターの自助グループに参加している。暴力を受けた本人が自分から活動していかなければいけない』（結婚 25 年、別居から離婚）
- ⑤『月 1 回集まりがあり、そこに参加してこのような目にあっているのはわたしだけではないと思い、気が楽になった』。

経済的援助システム

- ①『女性が経済的に自立できるサポートがほしい』
- ②『自立するまで経済的援助がほしい』

男性の意識改革

- ①『男性の意識を変えていくことが必要』
- ②『DV に関する企業内での男性への教育が必要』

公共機関の対応

- ①『区役所で法律相談、福祉相談があるが週 1 回と少ない。DV のことを扱ってくれる所が少ない。相談してもらい回しにされそうな気がする。暴力、虐待の専門窓口を自治体で設置してほしい』
- ②『各地の婦人相談所によって対応が違うので何とかしてほしい』
- ③『窓口対応をていねいに』

その他

- ①『冷静にみてくれ、第三者的介入をしてくれる機関があればいい』
- ②『夫にそんな行動をとるべきではない、と言ってくれる人がいたらいい』
- ③『夫にカウンセリングを受けさせたい』
- ④『夫に反省させたい』
- ⑤『夫を変えてほしい』
- ⑥『出来れば身近な人（親戚など）に間に入ってもらいもっと夫と話したい』
- ⑦『どうすれば加害者（夫）を治療に繋げられるのか』
- ⑧『力のある人が夫に制裁を加えてほしい』
- ⑨『このような電話受付窓口があつたなら』
- ⑩『今回の電話が三日間だけで、再度連絡できないのが残念』
- ⑪『病院に入院してクスリを買えたこと』
- ⑫『子育てがキャリアになるとよい』
- ⑬『DV は生きるか、死ぬかという状況であるのに、女性は暴力にさらされて声を出せないでいる』
- ⑭『テレビや新聞で、DV のことが取り上げられると、私一人じゃないと思い心が楽になった』

性暴力の場合

本報告書では、性暴力を「本人の望まない性行為によって相手に身体的、精神的苦痛を与える行為」と定義する。すなわち、近親かん、子どもへの性虐待、レイプ、職場でのセクシャル・ハラスメント、痴漢、教師からの性暴力、医療関係者からの性暴力などが含まれる。なお、夫やパートナーからの性暴力は、ドメスティック・バイオレンスの範疇とする。

1. 集計結果

性暴力に関する調査結果は、総数が24件と数量的に少ない。また、こちらから質問したのはサポートに関するのみで、調査協力者の属性などは積極的には聞かなかったことから、調査協力者の年齢、居住地、就労状態、収入源については、集計は行わないこととする。

(1) 該当数

全電話受付該当数96件中、被害内容が性暴力に該当するのが、24件であり、全体の23.1%である。

(2) 被害内容

被害内容	件数	%
近親かん	9	37.5
セクシャル・ハラスメント	5	20.8
医療関係者からの性暴力	3	12.5
教師からの性暴力	3	12.5
近親以外からの子供への性虐待	2	8.3
レイプ	1	4.2
痴漢	1	4.2
合計	24	100.0

こちら側から、被害内容について積極的には質問しなかったにもかかわらず、被害内容についてふれる人が多かった。

(3) 情報源

情報源	件 数
女性センターで知った	6
市町村役場で知った	6
図書館でチラシをみた	2
友人に紹介された	2
新聞をみた	2
不明	6
合計	24

2. 暴力の実態

(1) 近親かんの加害者

加害者	件 数
おじ	3
父	2
義理の兄	1
兄	1
母	1
いとこ(女性)	1
合計	9

(2) 現在の健康状態（複数回答）

健康状態	件 数
うつ	5
自律神経失調症	1
拒食症	1
肩こり・腰痛	1

3. 被害時の行動

(1) 援助行動の有無

援助行動の有無	件 数
援助を求めた	12
援助を求めなかった	12
合計	24

(2) 「援助を求めなかった」その理由（複数回答）

援助を求めなかった理由	件 数
援助を求めても無駄だと思っていた	4
援助を求めるといふ考えが浮かばなかった	2
被害に遭ったことを知られたくない	1
性的なことは相談しにくい	1
虐待に遭ったかどうかわからない	1
まさか自分が被害に遭ったとは信じられない	1

(3) 「援助を求めた」

① 相談機関（複数回答）

相談先	件 数
精神科	4
カウンセラー	3
警察	3
民間支援機関	1
学校	1

② 私的相談相手（複数回答）

相談相手	件 数
母	4
親	2
友人	2

4. 援助の状況

(1) 援助を求めた先でのよかった対応（複数回答）

よかった対応	件数
共感してくれた	4
話をよく聞いてくれた	2
信頼関係が築けた	2
症状に関する知識を教えてくれた	1
各機関の連携がよかった	1

カウンセラー

- ①『カウンセラーがトラウマやPTSDについて教えてくれたので、自分でも勉強を始めた。』
- ②『カウンセラーの適切な情報提供は、自分の症状を自覚し、みずからが癒しに取り組むきっかけをつくった。』
- ③『性虐待のことを話すことができるようになるまで力をつけてくれた。そのことには感謝している。』
- ④『「あなたがそれほどまで思いつめているのなら」と言って、話した後の私の心のケアを引き受けるとおっしゃってくれた。』

カウンセリングにおける信頼関係の構築の重要性を示している。カウンセラーの傾聴、共感で、性虐待の話をして大丈夫なのだという、安心して安全な関係を築くことができたと思われる。

内科医

『かかりつけの内科医が「やつれたけれど、どうかしたの？」と変化を感じて声をかけてくれた。同じ病院の心療内科の女医を紹介してもらった。私はよいサポートを受けている。』

内科医が本人の身体的変化に気づき、サポートにつなげる役割を果たしている。周囲のものが被害者の身体的変化に心を配ることも大切だ。

海外での対応(米国：州は不明)

『アメリカでレイプに遭った。パニック状態だったが、ルームメイトが警察に通報。女性警官が到着。まず「カウンセラーを呼ぶかどうか」を聞かれた。夜中にも関わらず直ぐにカウンセラーが来てくれて、警察・病院・現場検証に付き添ってくれた。翌日犯人逮捕。カウンセラーは、最初の1週間は毎日安否を電話で確認し、1週間後からはレイプクライシスセンターで週1回カウンセリングを受けた。そのとき、これから起こる色々な感情について、教えてくれた。し

イブ・サバイバーのためのリーフレット(小冊子)も役に立った。医療費、カウンセリング等すべて州政府が保障。警察と民間支援グループの連携がうまくいっている。前もってカウンセラーにレイプに遭った人の色々な感情や行動に関する知識を教えてもらっていたので、自分に起こる感情に対して、私だけではないんだ、私が悪いのではないと感じられてよかった。事件後半年経ってふりかえると、私はよいサポートを受けたと思う。日本でもこのようなサポートがあればと思う。事件に遭うまでは全然気づかなかったようなことが見えてきた。これからはサバイバーとして私が何か出来たら、と思っている。』

このケースでは、適切に警察と民間支援組織の連携協力体制が機能して、レイプ直後の危機介入が敏速になされ、その後の継続的なサポートの過程の中で、被害者の早期の癒しにつながった。そしてサバイバーとしての自覚を持つにまで至っている。

日本では、各地で民間の強姦救援センターが活動しているが、各都道府県のすべてではない。また、警察や公的機関との連携については、沖縄の強姦救援センター(REICO)では、沖縄県警と強い協力・連携体制を築き上げていて、性犯罪被害者への対応の仕方についての職員へのレクチャーを定期的に行っている。しかし、全国的に考えると、このような公・民の連携はごく希な例である。

本電話窓口に対して

- ①『これからカウンセラーに会って、性虐待のことを話そうと思っているが、電話で話して解決しようという勇気をもらえた。』
- ②『誰かにアメリカで受けたサポートのことを伝えたかった。(この電話窓口の趣旨とは)ちょっと違うかなと思ったけど、伝えることが出来て本当に嬉しい。』
- ③『今まで誰にも言えなかった。今回この電話で話せてよかった。』(40年前の性虐待)

本電話窓口では、こちら側から「サポートについて」に焦点を合わせた質問をしたにもかかわらず、このような声を聞くことができた。

誰かに言いたくても誰にも言えない孤立した状況が、本人の周囲を取り巻いていることがうかがえる。電話という間接的な手段であるにもかかわらず、わずかな時間内でも「被害の話をすること」が、当人にとってエンパワメントとなったのである。

「よかった対応」から次のようなことがわかった。

- ① 海外の例として、被害直後、被害者のもとにサポートが集まり、危機介入が敏速になされたので、早期の癒しへと繋がった。
- ② カウンセラーの適切な情報提供によって、自分の症状を自覚し、回復の過程が始まる。
- ③ カウンセラーの傾聴、共感によって、信頼関係が構築される。
- ④ 周囲の人が被害者の身体的変化に配慮したことで、被害者の治療に繋がることがある。
- ⑤ 性暴力のことを誰にも言えない孤立した状況がある。
- ⑥ 被害の話をする事で、被害者本人のエンパワメントになる。

(2) 援助を求めた先での困った対応（複数回答）

困った対応	件数
話をよく聞いてもらえなかった	4
信じてもらえなかった	3
考えをおしつけられた	2
敬意を持って接してもらえなかった	1
見下された	1
威圧的だった	1

母親

- ①『母親から「お前が悪い」といわれた。』（兄から性虐待）
- ②『母親はそれを望んでいた。そうすることで家が静かになるから。』（父から性虐待）
- ③『やっとのことで打ち明けたのに母親は「そんなの触らせておけばいい』（叔父から性虐待）

両親、家族

- ①『警察に告訴したいが両親が反対する。』（理学療法士から性虐待）
- ②『1年間で20kgも痩せたのに、家族は気にかけてくれない。』

友人

- ①『「なんで逃げられないの？」』（教師から性暴力→上司から性関係を強要）
- ②『「かわいそう…」と同情され、腫れ物を扱うようだ。』（レイプ）
- ③『カウンセリングに通っていることが学校でわかって、精神病だと言われ、いじめられた。』

援助を求めた私的相談相手では、その多くのケースで、精神的に傷つけられていることがわかる。このように、打ち明けた相手から精神的に傷つけられることを二次被害という。

被害に遭った後、最初に打ち明けた母親または家族からの非難、軽視、無視によって、自らを責め、トラウマ(心的外傷)を封じ込めてしまい、治療につながるきっかけや回復の望みを絶たれてしまうことが多い。

被害者は、守ってもらえるのではないかと、保護してもらえないのではないかと、やっとの思いで打ち明けた母親から、見て見ぬふりをされたり、信じてもらえなかったり、かえって責められたりされると、長年にわたり加害者に対して感じている怒りと同様の、あるいはそれ以上の深い怒りを感じることもある。

このような場合、多くの母親自身が未解決のトラウマを抱えているため、子どもに起こった問題を直視・対応できないのではないかと考えられている。

警察に訴えるのは「世間体が悪い」「恥だ」「傷がつく」という親の羞恥心で、問題を本人のせいにするということのないよう、家族や友人など身近な人は、性暴力の被害を打ち明けられたときには、被害者を決して責めないよう気を配ってほしい。

精神科

- ①『患者の考えを否定し、価値観を押し付けてくる。』
- ②『「そんな昔のことは忘れてしまえ。ぐずぐずしていないで早く前に進みなさい」と言われ傷ついた。』(叔父からの性虐待)
- ③『精神病院に入れられる。看護婦に「拭き掃除をしないと退院させない」と言われる。性虐待の話聞いてもらいたくて話すと、症状が悪化したと注射され退院が延長。性虐待の話をしていないことで、退院できた。』(義理の兄から性虐待)
- ④『精神科に通っているが、性被害、性暴力はなおざりにされている。性暴力の被害者は別、という感じ。性暴力を扱っている精神科の情報を公開してほしい。』
- ⑤『点滴治療を受けていて「あまり効かない」と看護婦に言う。「あなたが先生を信じていないから効かないのよ」と責められた。』

カウンセラー

- ①『男性なので性虐待のことは話しにくい。』
- ②『「仕方ないでしょ」と言って、私を抑え付けようとする。』
- ③『「事実は動かせないけど、考え方が変わるでしょう」と言われた。めちゃめちゃ腹が立ってきた。そんなことで私の怒りが押さえられるのかと怒りがわいてきた。』

カウンセラーのこのような対応によって、被害者は再び傷つけられてしまう（二次被害）。被害者は傷つき、自分は弱いものだと思っているので、専門家のこのような態度は、被害を受けた自分に対する非難、拒否と受け止めていることが多い。

被害者本人も事前に自分の希望を整理し、下調べを入念にして、性暴力についての知識と経験が豊富なカウンセラー、または精神科を慎重に選ぶ必要がある。

被害者みずからが適切な医療を選択する権利がある。日本の現状において、このように情報を収集することは、容易ではない。全国的な規模での被害者への情報提供のシステムが確立することが望まれる。

学校の対応

『教師から性被害を受けて、学校に訴えたら、校長・教頭が謝りに来て「公にしないでくれ」と、「泣き寝入り」を迫られた。時間が経過してしまい、法的に訴えられない。』

「事実起きたことをないことにされた」という怒りと、「法的に訴えられなかった」という怒りとが、自分に対する無力感も伴って、長期にわたる深刻な情緒的不安を引き起こしている。これも二次被害である。

警察の対応

- ①『男の刑事に「事件になるようにわなをかけて事件にしろ」と言われた。死ぬほど怖い目に遭って殺されそうだったのに、あれこれ聞かれて調書だけ取られて恥をさらして、「馬鹿者」扱い。聞くだけなら誰にでも出来る。』
- ②『男性警官に事件の詳細を話すのが嫌で、警察に行けない』

（３）援助を求めた先での傷ついた言葉（複数回答）

傷ついた言葉	件数
大したことではない	4
忘れなさい	2
お前が悪いんだ	1
かわいそう	1
それぐらい我慢しなさい	1

以上のように、性暴力被害者には、共通した症状がある。寄せられた声からは、人間不信、男性不信、性交の回避、継続する身体的・精神的暴力、性暴力に巻き込まれやすい、フラッシュバックの不安、驚愕反応、摂食障害などがあった。

また、虐待の記憶を抑圧する機能が働き、虐待体験後時間を経てから記憶が蘇るという声もいくつか聞かれた。

性暴力の後遺症は、長期にわたり、被害者に深い精神的ダメージ影響を及ぼすことがわかる。

4. セクシャル・ハラスメント

性暴力の被害内容で、該当数24件中、セクシャル・ハラスメント(以下「セクハラ」)に該当する被害内容が5件(20.8%)である。

セクハラ独自の性質を考えて、別項を設けた。

(1) 被害内容

職場でのセクハラ4件、地域ぐるみのセクハラ1件である。

(2) 被害状況

職場でのセクハラ

- ①『下を中心に触られる。スカートの中に手を入れられ下着にまで触る。特に生理中などは、本当に嫌でたまらない。でも、変に騒いで職を失うのが怖い。』(会社員)
- ②『胸をおわんのようにわしづかみにされた。問題にしたら、その後クビになった。』
(元 市役所臨時職員)
- ③『どこの職場でも男性関係でやめさせられたり、やめざるを得ない状況になる。』

被害に遭い、「訴えたら辞めさせられた。」「訴えたいが職を失うのが怖い。」などの声があった。

地域でのセクハラ

『夏季の繁忙期にバイトの女性を都会から呼びいれ、ひとつ屋根の下に住ませ、子種をつけてそのまま嫁にしてしまうということが、村ぐるみで当たり前のように行われている。村の常識になっているようで、外部に問題が表出しない。』

(3) 周囲の反応

- ①『周りの男性も女性も知っているが見て見ぬふり。』
- ②『同性から「あなた、もてたわね」とお門違いのことを言われた。これも、セクハラだと思う。』

このように、被害者は、周囲から二次被害に遭っていることがわかる。特に同性からの二次被害に遭った被害者は、職場において孤立無援の状況であることが伺える。

(4) セクハラへの今後の取り組み

職場

職場でのセクハラについては、平成 11 年 4 月 1 日施行の改正男女雇用機会均等法で、従来の「個人的問題」から事業主に「配慮義務の指針」が定められ、企業責任となった。従業員のセクハラに関する教育の徹底をはじめとして、就業規則・服務規定にも「セクシャル・ハラスメント禁止の明記」が義務づけられた。

このように、職場においては、法的な根拠がようやく整備された。

セクハラがあった場合、責めを負うのは加害者である。従来のように被害者が孤立して、同僚から再び傷つけられたり、職を追われたりということがないような環境づくりが必要である。

法的な根拠が整備されたことを契機に「セクシャル・ハラスメントは黙認されるべきではない」という意識が、職場に浸透することが望まれる。

地域

『女性の人権を無視した地域全体のやり方に激しい怒りを感じるが、訴える手段がない。』

日本には、女性に対する性暴力を昔からの性的な習慣として是認している土壌がある。社会全体の意識改革が求められる。

5. 今後のサポートのあり方について

(1) 情報の提供の必要性

①情報の欠如

『性虐待、性被害の被害者を受け入れてくれる精神科の情報がほしい。』(2件)

『カウンセリングがどこにあって、どのような対応してくれるのか、具体的な情報提供をしてほしい。』(3件)

②公共機関で性暴力に関する広報に積極的に取り組んでほしい

『性暴力についての広報をする。利用できる機関を広報してほしい。』

『相談したいが、女性センターに行っても適当な本もないし、そこで相談しても大丈夫なのか心配。』

③情報の地域格差を指摘

『治療を受けたいが、目にするのは東京の情報ばかり。地方にも情報がほしい。』

④その他

『デパート、駅的女子トイレにステッカーを貼る。ある(サポート)ラインに乗れば、必要なケア・サポートが受けられるようになるための情報提供。』

(2) サポートグループの必要性

『同じ経験をした人が語り合う場がほしい。共有する場、専門家からのアドバイスがほしい。』

『身近に自助グループがほしい。話を聞いてくれる場がほしい。』

『自助グループの情報がほしい。』

『性暴力サバイバーの自助グループに参加したい。』

『男性から一時的にでも隔離されて、安心して過ごせる場所がほしい。』

同じ経験をした人が語り合う安全で安心な場所がほしい、と多くの人が希望している。性暴力被害者の癒し・回復には、グループはかかせない。臨床的なグループの多くは有料で、専門家がファシリテーターをつとめる。しかし、寄せられた声の多くは、利用しやすい無料の自助グループを必要としている。現在、全国各地で少数ではあるが自助グループができつつある。このような草の根運動は、財政的な基盤がないため、慢性的な資金不足である。公的な資金援助が積極的に行われる必要がある。

(3) 世間の意識改革を求める

『性虐待に関する、意識の改革。』

『(社会的)弱者を大切にしてほしい。世間の常識が変わってほしい。』

『「被害者は特別の人」という社会の偏見をなくす。』

『男性の教育。』

(4) 法改正について

『レイプに遭って6ヶ月間しか訴えられない、という法律を改正してほしい。時間が経っても訴えられるようにしてほしい。』

『悩んでいるうちに6ヶ月経ってしまった。』

『被害者のプライバシーが守られて、加害者に刑罰が科せられる制度を作してほしい。』

(5) 警察の対応

『男性警官だと相談しにくい。女性で、心理の勉強をした方に担当してほしい。』

現在全国で51の警察で、女性の性暴力に関する電話相談窓口が開設されている。その名称は、「性犯罪110番」「レディースサポート110」「ヤングアンドミズテレホン」など様々である。うちフリーダイヤルは24、有料は27箇所。フリーダイヤルかつ24時間受け付けているのは、宮城県警「ハローツーホー」のみである。犯罪被害相談窓口は全国16の警察に設置されている。被害者カウンセリング制度を導入し、専門の臨床心理士が無料で被害者カウンセリングを担当している地域もあり、今後全国の警察で取り入れられていくことを期待する。

(6) 医療関係者の性侵害を取り締まる機関の設置

『セラピスト・カウンセラーの性的な侵害に対して取り締まることや、苦情処理の場所を早急に作ってほしい。』

今回、セラピスト・カウンセラー以外にも、整体士、理学療法士からの性暴力など、医療関係者からの性的侵害を訴えている声があった。医療関係者は、みずからの職業倫理を問い直し、各機関で予防教育の徹底と取り締まり規定を設けてほしい。

6. 今後の取り組みへの期待

(1) 情報提供

- ① 性暴力に対応できる全国の医療機関・サポートグループの情報を収集し、フリーダイヤルで24時間被害者に情報を提供する公共機関を設置する。
- ② フリーダイヤルにすることで、情報が首都圏だけに集中するのではなく、全国への情報の均一な提供を図る。
『今動いてないので、フリーダイヤルだととても助かる。』
『地方なので、電話代を気にしないですむ』
- ③ 各地方自治体は、情報を収集、掌握し、被害者のニーズに対応する。特に、女性センターは、被害者が情報を求めて行くことが検証されたので、今後、性暴力に関する情報提供により一層取り組むことが期待される。
- ④ 具体的方法
 - a. 『情報を駅、デパートの女子トイレなどにステッカーで貼り、ケア・サポートを受けたいと思うどんな人でも、すぐに必要なサポートについての情報と直結できるようにする。』
 - b. 性暴力に関するリーフレット(小冊子)を作成し、多くの人の目にふれるようなところに大量に配布する。

(2) 法律の見直し

- ① 強かん罪
 - ・ 6ヶ月の告訴期間を延長する。
 - ・ 被害者のプライバシーを保護する。
 - ・ 被害者の心理、恐怖感などに配慮する。
- ② 近親かん独自の法的規定の必要性
近親かんは、法律的な規定がなく、強かん罪を適用する形になっている。近親かん独自の法的規定が必要。
- ③ セクシャル・ハラスメント
雇用機会均等法で企業はセクハラに対する配慮義務を持つようになったので、民事法上の損害賠償請求訴訟を起こす場合はそれが根拠になる。しかし、依然として禁止法そのものがない。
- ④ 加害者に対する刑罰を制定
加害者に対して、刑罰を科すのと同時に心理的なカウンセリング、グループに参加することを義務づける。

(3) 各機関の連携強化

精神科医、カウンセラー、その他の医療関係、警察、裁判官、弁護士、相談機関が性暴力に関する知識をすすんで習得し、連携をとりながら、ネットワークを推進する。しかし、その中心にいるのは、被害者であるという認識をもって取り組んでほしい。

(4) 民間支援機関への資金援助

性暴力に取り組んでいるほとんどの民間支援組織が草の根で細々とやっている。公的な資金援助の充実が求められる。

(5) 社会的な意識改革

公的資金で、性暴力に関する広報を定期的に打ち出す。テレビCM、駅のポスター、新聞の一面広告など。

(6) シェルター・ステップハウスの必要性

シェルターは、夫やパートナーなどからの暴力を受けた女性のための緊急避難所であるが、性暴力被害に遭った女性にとっても、シェルターのニーズを訴える声が聞かれる。特に近親かんの被害者で加害者と同居している場合、回復の第1段階である安全の確保が困難だ。また、治療の過程において、様々な感情が溢れ、男性一般に対する、激しい恐怖心を覚える人もいる。あるいは激しいPTSDの症状のために、働きたくても働けない状態の人もいる。このように、精神病院などの医療とは別に、被害者の安全と安心が保障され、回復に専念できるような、性暴力被害者に配慮のある施設が今後求められる。

(7) 子どもへの予防プログラムの必要性

性暴力の被害内容の中で、性暴力該当数24件中、11件が子どもの頃の性虐待に関する内容となっている。子どもの頃に性虐待に遭った人が、長期にわたる精神的ダメージを受け、孤立していることについては、本調査においても検証されている。子どもの性虐待を未然に防ぐには、また万が一、被害に遭ってしまっても、早期に回復するには、どうしたらいいのだろうか。それには、子どもに対して幼児期や学童期の早いうちに、暴力・性虐待から身を守るための知識や方法を積極的に伝えることが有効である。

その他の場合

今回の電話聞き取り調査の結果は、ドメスティックバイオレンスと性暴力についてが主であった。しかし、その範疇に区分することが難しいものが全体の1割を占めた。

内 容	件 数
話しの内容が理解しにくいもの	4
成人した（娘）から親の暴力	2
告発	2
その他	3

- ① 成人した子ども（娘）が親に対して暴力を振るうという電話があった。これらの家庭では、成人した子どもが幼い頃、親から暴力を受けていたり、母親が夫からの精神的虐待を受けていた
- ② 近所からの嫌がらせに対する苦情も寄せられた。このような電話をしてきた人は周りの人に相談をしたり、警察や弁護士に相談したりしたが、解決がつかずかえって傷ついたりしている。電話をかけてきた当事者は何か辛いことを抱えていることが伝わってくるのだが、当事者の話しの内容が具体的なものではなかった。当事者もどのようなサポートが必要かわからない状態であった。
- ③ 職場ぐるみでの嫌がらせ、障害者施設での差別、虐待などの告発もあった。周りの人たちが一丸となっているので、そのことを証言してくれる人を見つけるのは難しい。権力によって不正なことも正しくなるという意見があった。一方的に自分の言いたいことを立て続けにまくしたてる電話もあった。

当事者は孤立していると思われた。自分の問題をどこに持っていった方がいいのか解らなく、裏をも掴むおもいで電話をされてきたのがその他に掲げたものだと思う。特に地方では秘密が守られないことが少なくない。これからここで生活をしなければいけないと思うと、人に相談したくてもできないという声が届けられた。

当事者が話をすることが癒しにもつながるというが、周囲の理解と意識が弱いため、話をすることによってかえって傷を受けたり、傷が深まったりしたという声もあった。

第4章 今後に向けて

■身近なこととして考える

暴力や性虐待の問題の存在は、社会的に広く知られているとはいえません。社会の認識の薄さが、これらの深刻な問題を個人的なレベルの理解にとどめています。そのため、当事者が支援（サポート）を必要とした時に、それを得る方法や情報すら探しにくい状況です。

暴力や性虐待は身近なところで起きています。これらの問題への一人ひとりの関心や意識が、いずれ社会の認識へ、社会全体の取り組みへとつながっていくのではないのでしょうか。

■地域社会に働きかける

今回の電話窓口に寄せられた声の多くが、「女性への暴力や性虐待の問題を明らかにし、現状を是正していくことの必要性を、広く社会にアピールしてほしい」という切実なものでした。

社会全体が、女性への暴力や性虐待の問題に対して自分自身の問題として関心をもち、黙認してはならないという認識に立たなければ、当事者の置かれた状況は変わりません。

暴力や性虐待によって心に受けた深い傷を癒していくことは、当事者にしかできないことですが、周囲の理解と支援は欠くことができません。どうやったら、当事者が発言できるようにサポートしていけるのか、それができない場合、どうやったら、その痛みを代弁してこの問題の深刻さを伝えていくことができるのかを考え、自分の身の周りや地域社会に広く働きかけることも必要です。

■支援のネットワークづくり

地域によっては、よりよい支援体制をめざした取り組みがなされているにもかかわらず、相互の研修や情報の共有という機会が不足しがちなため、その機能は点在化したものになってしまい、支援機関も孤立しがちです。当事者のニーズに即した的確なサポートを提供していくためには、何よりも関係機関の連携が欠かせません。関係各機関が協力し、相互に知識や情報を共有しあい、ネットワークを築いていくことが望まれます。

■性差別のない社会

家庭で、職場で、教育の場において、社会的な差別構造の中で、暴力や性虐待の被害に悩んでいる女性たちがいます。この問題を、「個人の問題」に帰することなく、「社会の問題」として捉える視点が欠かせません。

男女が性別にとらわれずに、自由な意識をもち行動する（ジェンダーフリーな）社会を目指すことが現状を改善していく重要な鍵かもしれません。

■当事者の立場にたったサポート

支援のための相談機関や情報は、いつでも手の届くところにあってほしいと思いますが、「いつ」「どの手段」を選ぶかを決めるのは、サバイバー自身の選択であることを忘れてはならないでしょう。

『癒されること』『癒される方法』それ自体、当事者が選択するものであるはずです。

周囲の人々や援助者は、当事者の癒しのペース、自己決定権や主体性を尊重したサポートをしていくことが望まれます。それが、当事者の、そして援助者のエンパワーメントにつながっていくのではないのでしょうか。

付 録

女性に対する暴力・性虐待について 3日間の電話窓口開設

よりよいサポートを求めて。
暴力や性虐待で悩んでいる方へ。

あなた自身の経験から
どんなサポートを今いちばん必要としているか
お聞かせください。

1999年3月3日・4日・5日

10:00～17:00

0120-880-752

フリーダイヤルですので、電話料金はかかりません。対応はすべて女性です。

家さん お婿さん

“ふさわしい人に、ふさわしい人を”

・(スカウト)を主業務としている会社がお嫁さんのお世話をしております。
 ・嬢様の配偶者を定めることについて、ご希望をお受けします。
 ・ご希望のみなさまは、人柄がその容姿、雰囲気になじみでる女性であってほしいと
 おります。男性の参加ご希望のみなさまは、権利、要求を強く主張する傾向に
 、責任と義務を果たし得る環境にあって、その努力ができる男性であってほしいと
 ます。人格、人柄のすばらしい人にご参加いただきたいと存じます

- 面接をさせていただいておりますのでご予約下さい。 ●ご両親からのお申し込みもお受け致します。
- お話しがすすみましたら、お礼を頂いております。(金額はお話し合いの上、ご希望を考慮いたします)
- お見合い料をご負担いただいております。(最高3万円(税込)まで)

※応募・その他すべての秘密は厳守されます。

会員となる資格の基準 (会員公募)
 ～独身で結婚を希望し健やかな人～

男性

- ◇学歴:大卒以上
- ◇年齢:26歳以上

女性

- ◇学歴:短大卒以上
- ◇年齢:23歳以上

詳しくはお電話にてお気軽にお問い合わせ下さい!!

レーベン館 LEBEN HAUS TEL.(06)6361-2610

ヘッドクロス株式会社

(土日祝・夜間も電話受付しております)

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目2番3号 寿美ビル

一年
スタンダードに!!

002"
rranged by P.A.F.

Q TIME / 7. STREET CRAWLER (Instrumental) /
Shadow on the hill and faraway
・ケット仕様!!
¥2,900 (TAX OUT)

2)の両方お買い上げの方を
合わせ下さい。

MEME

[HEAT BEAT: 4/22 (Thu) 名古屋ポ] ライン: 4/27 (Thu) 新宿LIQUID Room
9550)

朝日小学生新聞

●まい朝6～8ページ(月曜日休み)●豊富なカラー刷り●月ぎめ1570円(税込み)

どこから読んでも役立つ情報がいっぱい。連載まんがも大好評です。



(「朝小」好評連載中「ジャンケンポン」泉 昭二)

●お申し込みは、お近くのASA(朝日新聞販売所)か、
ヨイコハヨミマス

フリー0120-415843まで
ダイヤル



社会面もあるオールラウンド情報紙

ニッポン
スポーツ

ご購読のお申し込みは ASA(朝日新聞販売所)
または0120-81-4358日刊スポーツ販売局へ

女性に対する暴力・性虐待について

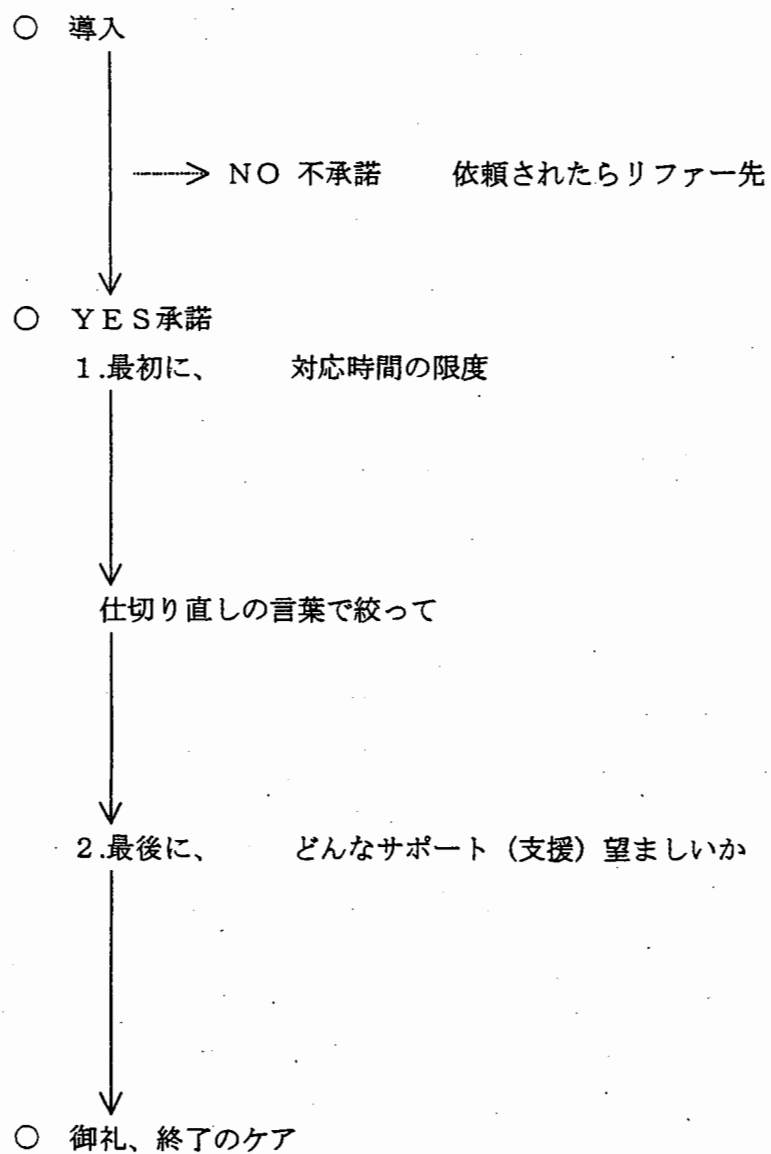
3日間の電話窓口開設

よりよいサポートを求めて。
暴力や性虐待で悩んでいる方へ。
あなた自身の経験から
どんなサポートを今いちばん必要としているか
お聞かせください。

1999年3月3日・4日・5日
10:00～17:00
フリーダイヤル(通話料はすべて女性です)
0120-880-752

主催 財団法人女性のためのアジア平和国民基金
〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

電話調査、進行表概略



電話調査の進行表

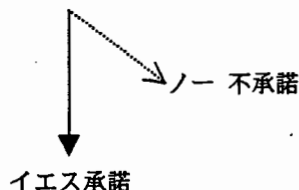
姿勢：被害にあった人の最も必要とする支援を考えるために
当事者の実際の声を尊重する思いで聞かせてもらう

導入

- 1.『女性に対する暴力、性被害』の電話窓口です。
- 2.最初に、この窓口についてご説明しておきたいことがあります。
少々お時間をいただいてよろしいですか。説明をしたところで断ってくださっても結構です。
- 3.この電話窓口は、個別の相談をお受けするためのものではありません。
被害にあった方が、最も必要とする支援（サポート）を考えるために、被害を受けた方々からの体験を聞かせて頂き、支援（サポート）の改善に役立てようというものです。
- 4.皆様からの声を資料としてまとめ、支援（サポート）の改善に役立てていきたいと思えます。
- 5.あなたが被害を受けて悩まれた時、どうされたのかその経験からお話を聞かせて頂きたいのです。
例えば
 - 1) 被害を受けた時、どうしたかとか
 - 2) 相談をした先はどのような対応であったかとか
 - 3) とても良いサポートだったとか、嫌な事があったとか
どんなサポートを望むか・・・等です。

（※被害者の方が■ 3.で主旨を十分了解されたと判断できた場合■ 5. 1) 2) 3) 省略）

- 6.こちらから質問させて頂くことについて、答えるのが嫌なら断って下さっても構わないですし、話している途中で辛くなりましたら、お電話を切ってください結構です。
- 7.お一人30分くらいを目安にお話を伺いたいと思っています。



不承諾の場合

※導入の途中で断られるケースも有り得る。

電話をかけて下さったことに丁重にお礼を言う。

相手から依頼があったら リファール先 紹介、各地の女性センター等

例：「貴重なお時間をさいて頂き有難うございます」

「どちらの地域をご希望なさいますか」

「そちらには、〇〇と〇〇があります」

「一応ご自分で確かめてから判断してくださいね」（ご自分で判断することを後押しする）

「〇〇がよい」という勧め方は避ける。

リファー先

- ・ 公共機関利用ガイド（または名簿類）
- ・ ハンドブック（アジア女性基金発行）
- ・ 「女たちの便利帳」 ジョジョ企画

等から引用

承諾の場合

1. 最初に

一人に30分位の対応時間メドがあることを伝えておく

例：「大体30分位を目安にお話を伺う予定ですのでご了承下さい」



（仕切り直しの言葉他、適宜に挿入しつつ）

2. 最後に

どんなサポートが必要か、へと話の流れを絞り込む

例：「どのようなサポートが大事だと思いますか」

「サポートを求めた先で、どういった対応をされましたか。また、その時どういった気持ちになりましたか。」

1.2. 必ず実行

※ 2. 最後に、あとで聞かれる様子なら情報源、確認

例：「どちらでお知りになられたか、お差しつかえなかったらお聞かせ下さい」

電話終了のケア

- ・ 電話をかけてきて下さったこと自体に感謝し、勇気のある行動であると伝える。
- ・ 電話を切った後、「怒り」「辛さ」「悲しみ」が起きるかもしれないことをメッセージとして伝える。

例：「勇気をだして、電話をかけて下さって有難う」

「感情の揺れがおきて当然ですよ」

「ご自分を大切に下さって下さい」

「御自分に気持ちの良いことをなさって、ご自信をケアなさるといいです」

仕切り直しの言葉

◎項目表の右にあげた言葉を参照

「被害に遭われて援助を求めましたか」

イエス

「そのとき誰にどうしてほしかったですか」「どこかへ相談されましたか」

「公的機関ですか、民間機関ですか」

「身近な方にうちあげましたか」

「どのようなサポートでしたか」

「良かった対応は」

「うれしかった言葉は」

「辛かったとき、支えになっていたのはどんなことですか」

ノー

「援助を求めるのは難しかったんですね」

「援助を求めるのは、難しい状況にあったのですか」

「どんな援助なら欲しかったですか」

「援助を求めるのは問題があったのですか」

マイナス

「困った対応はありましたか」

「傷ついた言葉は」

◎傾聴のポイント

相手の言葉を反芻し（繰り返し）て、相手の感情を確認する：

●通話の中で要点の部分 ●相手が傷ついた部分 ●聞き取りにくかった部分

相手に伝えてもよい言葉：

「話してくれてありがとう」

「本当に大変だったね」

「あなたが悪かったのではない」

肯定：相手の生き抜いてきた力を再確認

「大変な中をよく生き抜いてくれましたね」

「大変でしたね」

緊急事態

- ・ シェルター紹介を依頼された時（成人）
 どちらの地域かを確認の上、
 - ①各地の女性相談所
 - ②女性センター
- ※ 電話番号迄、伝える
- ・ 性虐待又虐待されている本人から電話があった時（未成年者、児童）
 - ①児童相談所
 - ②保健所
 - ③女性センター
- ※ 配慮要す

注意点

- ・ 無言電話の場合
 無言が続いてもガチャンと切らない。「切ります」と伝えてから切る。
 例：「こちらは『女性に対する暴力、性被害』の電話窓口です。
 お返事がないようなので、電話を切らせていただきます。」
- ・ 受付者は話の先廻りをしない。主体は電話をかけて来た当事者
- ・ 受付者は、当事者の話の内容から、項目表チェック
- ・ 被害内容については当事者が語る以上には、質問避ける。
- ・ 「女性に対する暴力、性被害」の電話窓口以外の用件の電話は、アジア女性基金へ
 直接電話をしてもらう

でんわ 03-3583-9322/9346

- ・ 依頼されたら相談窓口を紹介、相談は受けない

こちらが導入の説明をした後、相手からノー（不承諾）続けて二回になった場合
次の受付者に交代する、又はしない→本人の選択

- ・ 男性から電話がかかった場合、今回は女性対象なので穏便にお断りする

例えば

「今回は女性の為の受付電話になっております。大変申し訳ありませんが、男性
はご遠慮下さい」

- ・ 電話受付時間 午前10時～午後5時迄

禁 句

- × 「どうして～～」 × 「何故～～」 × 「調査」
- × 「二次被害の調査」 × 「出来た、出来ない」
- × 「当事者」

電話受付項目表

No.

平成11年3月 日		時間： 時 分 (計 分)	受信者：
① 年齢	a.12未満 b.18未満 c.18～20 d.20代 e.30代 f.40代 g.50代 h.60～65 i.65以上 k.その他()		
② 国籍	a.日本 b.外国籍() c.不明		
③ 居住地	a.北海道 b.東北 c.甲信越 d.関東 e.中部 f.近畿 g.山陰 h.四国 i.九州 j.沖縄 k.その他() l.不明		
④ 情報源	a.17()新聞 b.17() c.その他()		
⑤ 現在の同居	a.夫 b.17() c.子供 d.父 e.母 f.祖父 g.祖母 h.兄弟・姉妹 i.孫 j.義理の父 k.義理の母 l.その他()		
⑥ 就労状態	a.自由業(A.農業 B.自営業 C.その他()) b.勤め人(A.管理職 B.技術専門職 C.事務職 D.販売・サービス e.無職(A.学生 B.失業中 C.主婦 D.その他()) d.その他()		
⑦ 収入源	a.相談者自身の所得 b.17()の所得 c.親戚族の所得 d.自営所得不動産所得 e.年金・公的扶助等社会保障 f.その他()		
⑧ 相談内容	a.虐待 b.17() c.性的(A.性的 B.精神的 C.身体的 D.経済的 E.対物) c.17() d.買売 e.17() f.17() g.17() h.その他()		
⑨ 加害者	a.夫婦 b.17() c.恋人 d.血縁(A.子供 B.父 C.母 D.祖父 E.祖母 F.兄 G.姉 H.叔父 I.叔母 J.その他()) e.友人 f.顔見知り g.見知らぬ人 h.教師 i.上司 j.17()の血縁(A.義理の父 B.義理の母 C.その他()) k.自分自身 l.その他()		
⑩ 期間	a.1回 b.2～5回 c.継続的(A.1年 B.3年 C.5年 D.その他()) d.その他()		
⑪ 現在の健康状態	a.良好 b.通院中() c.以前通院() d.その他()		
	a.身体的()		
	b.精神的()		

⑫ 被害に遭って	a.援助を求めた(A.相談機関 B.私的相談相手)b.援助を求めなかった c.その他
⑬ 援助を求めなかった理由	a.援助を求めるという考えが浮かばなかった b.自分が悪い・恥だと思っていた c.自分で何とか出来ると思っていた d.どこかの支援を求めているかわからなかった e.援助を求めても無駄だと思っていた f.信じてもらえないと思っていた g.その他()
⑭ 相談機関	公的機関：a.福祉事務所 b.婦人相談所 c.保健所 d.児童相談所 e.警察 f.学校 g.家庭裁判所 h.女性17() i.その他() 民間機関：a.民間相談所 b.市民17() c.病院精神科 d.17() e.電話相談 f.17() g.法律事務所 h.その他() 相談相手：a.職員 b.相談員 c.警察官 d.臨床心理士 e.精神科医 f.17() g.弁護士 h.内科医 i.保健婦 j.看護婦 k.教師 l.調停員 m.民生委員 n.裁判官 o.17() p.その他() 私的相談相手 a.友人 b.父 c.母 d.兄弟・姉妹 e.親戚 f.その他()
⑮ 17()内容	a.情報提供・紹介(A.法律 B.公的サービス C.医療 D.相談機関 E.その他()) b.17() (A.共感 B.傾聴 C.助言 D.その他()) c.その他()
⑯ 困った対応	a.信じてもらえなかった b.話をよく聞いてもらえなかった c.考えを押し付けられた・解釈された d.態度に傷ついた(声色・視線・物腰)e.敬意をもって接してもらえなかった f.見下された g.覗き見の質問を受けた h.威圧的だった i.保護してもらえなかった j.相談機関をたらい回しにされた k.相談機関の連携が悪い l.17()・17()なしの処置 m.その他() n.不明
⑰ 傷ついた言葉	a.忘れたほうがいい b.あなたにすぎがあったから c.大したことではない d.よくあることだ e.それくらい我慢しなさい f.そんなことあるわけない g.嫌なら家を出ればいい h.その他()
⑱ よかった対応	a.話を傾聴してくれた b.共感 c.受容的親身な態度 d.敬意をはらわれた e.保護 f.関係機関への迅速な対応・17() g.その他()
⑲ うれしかった言葉	a.あなたは悪くない b.今までよく生き抜いてきたね c.相談することは勇気のいることだね d.その他()
⑳ 今後どのような支援を望むか	

当事者の立場にたった

サポートとは

～カナダでの実践と日本の現状～

女性に対する暴力・性的虐待に関するメンタルケア・セミナー

夫や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、レイプ、性的虐待などによって、心に深い傷を受けた女性たちの多くは、外傷後ストレス障害（PTSD）による様々な悩みを抱えているといわれています。

日本でも、社会的なサポート体制の確立が急がれ、さまざまな取り組みが始まりました。安心して語り合える場を自分たちの手でつくろうという自助グループの活動も活発になってきています。

「メンタルケア・セミナー」では、被害を受けた女性たちが治療や相談の場で再び精神的打撃を受けることのないように、当事者の立場にたったサポートのあり方について考えてみたいと思います。

「メンタルケア・セミナー」は、警察・病院・学校・福祉事務所・女性センターなど、被害当事者やその周囲の人から相談を受ける機会の多い方を対象に、シンポジウムとスキルトレーニングを組み合わせた実践に役立つセミナーです。

■主催：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【内容】

■基調講演

「カナダにおけるサポートの現状と課題」

■パネルディスカッション

「日本におけるサポートの現状と課題」

■スキル・トレーニング

- 1日目「当事者と支援者の基本的信頼関係を創る」
- 2日目「当事者からの転移・逆転移を防ぐ」
- 3日目「当事者のエンパワメントをサポートする」

プロフィール

■マギー・シーグラー (Maggie Ziegler M. A.)

トラウマカウンセリングを専門とするクリニカルカウンセラー。約20年間にわたり、トラウマカウンセリングに関する種々のトレーニング、ワークショップに取り組む。1989年より、カナダのプリティッシュ・コロンビア州政府が運営するジャスティス・インスティテュート (Justice Institute of B. C.) にて、性的虐待、トラウマ、暴力の分野において、子どもやサバイバー、サポーターを対象にしたプログラムの作成、ワークショップの企画・実行に携わる。1996年からは、Family Services of the North Shoreのクリニカル・スーパーバイザーを務める。旧ユーゴスラビアにおいて、紛争下でトラウマに悩むサバイバーのためのメンタルケアに取り組むなど幅広い活動を展開している。

【東京会場】

■稲邑恭子 (コーディネーター)

(有) フェミックス代表取締役。フェミニストカウンセラー。『くらしと教育をつなぐWo』編集長。女性の自己表現を支援する様々な講座・講演会・ワークショップを企画。
共訳書「yes, but...フェミニズム心理学をめざして」ジーン・ペーカー・ミラー著 (新宿書房)

■小西聖子 (パネリスト)

東京医科歯科大学難治疾患研究所・犯罪被害者相談所カウンセラー・精神科医
性暴力を含む暴力犯罪被害者のトラウマカウンセリング・治療を行っている。
著書「犯罪被害者の心の傷」(白水社) 「犯罪被害者遺族」(東京書籍)

■二見れい子 (パネリスト)

女たちの繋がりとお互に(セルフヘルプ)の可能性にこだわりのながら、講演や執筆を置いている。
主論文「自分磨きと真のシスターフッドを求めて」(日本女性学会会誌『女性学』Vol. 5)
共訳書「生きる勇気と癒す力～性暴力の時代を生きる女性のためのガイドブック」(三一書房)

【大阪会場】

■長谷川七重 (コーディネーター)

京都府女性総合センター・フェミニストカウンセラー
主論文「女性センターにおける援助の可能性と限界」(『アクションと家族』第14巻4号)
共著「男女共生社会をめざす相談ハンドブック」(兵庫県立女性センター)

■川喜田好恵 (パネリスト)

大阪府立女性総合センター・相談担当コーディネーター
著書「自分でできるカウンセリング～女性のためのメンタル・トレーニング」(創元社)
共訳書「思春期やせ症の家族」(星和書店)

■森田ゆり (パネリスト)

アメリカで約20年間、子どもの虐待・性暴力・セクハラ防止にかかわり、専門職の養成トレーナーを務める。
日本にCAP(子どもへの暴力防止)プログラムを紹介。
著書「聖なる魂」(朝日文庫) 「エンパワメントと人権～こころの力のみなもとへ」(解放出版社)
「沈黙をやぶって～子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言+心を癒す教本」(築地書館) 他

東京会場

シンポジウム

- 日時 : 2月20日(土) 13:00~16:30 (12:30より受付開始)
- 講師 : 基調講演 マギー・シーグラー
 パネルディスカッション【コーディネーター】 稲色恭子
 【パネリスト】 マギー・シーグラー
 小西聖子
 二見れい子

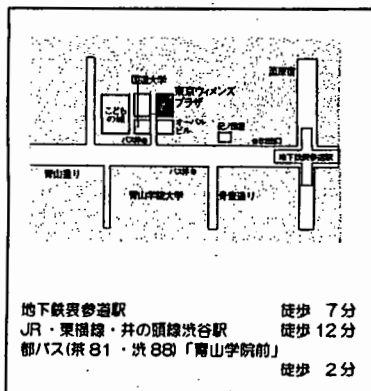
■会場 : 東京ウィメンズプラザ 視聴覚室
 【住所】東京都渋谷区神宮前 5-53-67
 【電話】03-5467-1711(代)

- 参加費 : 無料
 ■定員 : 100名(先着順)
☐ 同時通訳あり

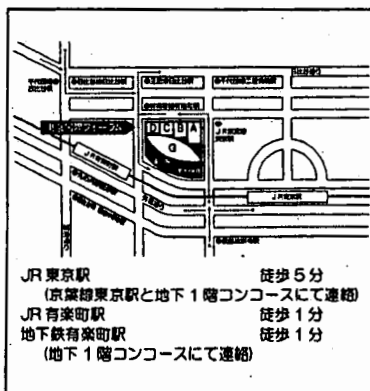
スキル・トレーニング

- 日時 : 2月21日(日) 22日(月) 23日(火) 10:00~17:00
- 講師 : マギー・シーグラー
- 会場 : 東京国際フォーラム G602会議室 (ガラスホール棟)
 【住所】東京都千代田区丸の内3-5-1
 【電話】03-5221-9040

- 参加費 : 無料
 ■定員 : 1日25名(先着順)
☐ 逐次通訳あり



シンポジウム会場



スキル・トレーニング会場

大阪会場

シンポジウム

- 日時 : 2月26日(金) 17:30~21:00 (17:00より受付開始)
- 講師 : 基調講演 マギー・シーグラー
 パネルディスカッション【コーディネーター】 長谷川七重
 【パネリスト】 マギー・シーグラー
 川喜田好恵
 森田ゆり

■会場 : 毎日新聞オーバルホール
 【住所】大阪市北区梅田 3-4-5
 【電話】06-346-8357(当日のみ)

- 参加費 : 無料
 ■定員 : 100名
☐ 同時通訳あり

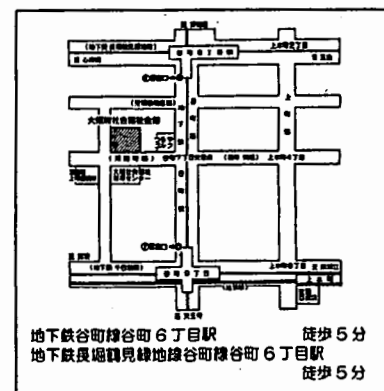
スキル・トレーニング

- 日時 : 2月27日(土) 28日(日) 3月1日(月) 10:00~17:00
- 講師 : マギー・シーグラー
- 会場 : 大阪府社会福祉会館 (27日 第3会議室、28日・1日 第1特別室)
 【住所】大阪市中央区谷町 7-4-15
 【電話】06-762-5681(代)

- 参加費 : 無料
 ■定員 : 1日25名(先着順)
☐ 逐次通訳あり



シンポジウム会場



スキル・トレーニング会場

1999年3月31日発行
発行者／財団法人女性のためのアジア平和国民基金
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックスビル
本報告書の無断転載はお断りします。

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日の問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害について
の原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび
自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>